

広島県教育委員会規則第三号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 平田 克明

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一広島県立吉田高等学校の項中

普通科
地域開発科
生産流通システム科
生活福祉科

を

普通科
地域開発科
生産流通システム科
生活福祉科
アグリビジネス科

に改め、同表広島県立自彊高等学校の項及び広島県立高宮高等

学校の項を削る。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。